

平成20年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書

契約番号：2

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、健康保険組合連合会ほか別記1の委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と財団法人新潟県成人病予防協会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）」に基づき、別記2健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙にこの契約を委任した別記3の健診機関等（以下「実施機関」という。）で行うものとする。

（対象者）

第3条 特定健康診査は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定健康診査受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

2 特定保健指導は、実施機関に被保険者証及び甲の発行する特定保健指導利用券を提示した者を対象とし、当該実施機関において特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

（委託料）

第5条 特定健康診査及び特定保健指導の委託料は、別表「平成20年度特定健康診査及び特定保健指導料金表」により定められた金額とする。

（委託料の請求）

第6条 実施機関は、特定健康診査については終了後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から6ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券もしくは特定保健指導利用券の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）を甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、国保組合の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。）に請求するものとする。

- 2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。
- 3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たたる場合は、その翌日を期限とする。
- 4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに代行機関に到達したものとみなす。
- 5 特定健康診査において、実施機関は、第3項に定める電子データの送付に加え、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表（厚生労働省にて様式例を公表）を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。
- 6 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

(委託料の支払い)

第7条 甲は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月 21 日(電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が 6 日から月末までのものは翌々月の 21 日。)を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者(実施機関)に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者(実施機関)は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第8条 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券もしくは特定保健指導利用券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

2 実施機関において、被保険者証と特定健康診査受診券もしくは特定保健指導利用券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとしか判断できない場合は、甲の責任・負担とし、甲は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該機関の責任・負担とし、甲から請求額は支払われないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間(3~6 か月)中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった(脱落が確定した)場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

(再委託の禁止)

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第 11 条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前 2 項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドラインの一部改正等について」(平成 18 年 4 月 21 日医政発第 0421005 号、薬食発第 0421009 号、老発第 0421001 号)及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第 13 条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第 15 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成20年4月1日

委託者（甲）

健康保険組合連合会ほか 1,180 組合

契約代表者

健康保険組合連合会

東京都港区南青山1-24-4

会長 福岡道生

契約代理人

健康保険組合連合会新潟連合会

新潟県新潟市中央区東中通1番町86

会長 萬歳 章

受託者（乙）

財団法人新潟県成人病予防協会

新潟県新潟市中央区医学町通2-13

理事長 佐々木 繁

区 分		内 容	
特 定 健 康 診 査※	基本的な 健診項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身 長
			体 重
			腹 囲
			B M I
		血 圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			H D L コレステロール
			L D L コレステロール
		肝機能検査	G O T
			G P T
			γ - G T P
		血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖
			ヘモグロビンA 1 c
		尿 検 査	糖
			蛋白
	詳細な健診項目 (医師の判断に よる追加項目)	心電図検査	
		眼底検査	
		貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値

特定保健指導	動機付け支援	・ 初回面接は、1人20分以上の個別支援または1グループ80分以上のグループ支援（1グループは8名以下）を行う。 ・ 6ヵ月後の評価は、個人面接または通信手段（電話、メール、FAX等）のいずれかの方法で行う。		
	積極的支援	初回時面接の形態		「動機付け支援」と同じ内容
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	180ポイント（支援A（積極的関与タイプ）160ポイント、支援B（励ましタイプ）20ポイント）
			主な実施形態	1 支援A、支援Bの内容については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」（確定版）に準拠すること。 2 継続的支援は、支援中に直接面接（個別・グループ）支援を必ず1回以上実施し、支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上の支援を実施すること。
		終了時評価の形態		「動機付け支援」と同じ内容

※ 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。

※ 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cを測定すること。

※ 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※ 生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする。（この場合甲から実施機関に委託費用は支払われない。）

別表 平成20年度特定健康診査及び特定保健指導料金表

区 分			1人あたりの委託料 単価 (消費税含む)		支 払 条 件
			集団健診	施設個別	
特定健康診査	基本的な健診項目		6,468 円	8,053 円	健診実施後に一括
	詳細な健診項目	貧血検査	189 円	241 円	
		心電図検査	1,260 円	1,575 円	
		眼底検査同時	535 円	672 円	
		〃 別施設	3,507 円	3,507 円	
特定保健指導	動機付け支援		5,250 円		面接による支援終了後に左記金額の8/10を支払い、残る2/10は実績評価終了後に支払。
	積極的支援		18,900 円 (180ポイント数以上実施しても同額)		初回時の面接による支援終了後に左記金額の4/10を支払い、残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払。3ヶ月以上の継続的支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額の5/10に実施済みポイント数の180ポイントに対しての割合を乗じた金額を支払。

※ 他の法令に基づく健診(介護保険における生活機能評価等)を特定健康診査と同時に実施し、他の法令に基づく健診が優先的に費用を負担する場合、乙あるいは実施機関は、上記の単価から、重複する検査項目の費用(他の法令に基づく健診で負担すべき金額)を差し引いた金額を委託料とし、そこから自己負担額を差し引いた金額を甲に請求することとする。

同時に実施する健診の種類	上記単価から差し引く金額	
	集団健診	施設個別
生活機能評価(チェックリストのみ実施)	2,268 円	2,835 円
生活機能評価(生活機能検査実施) (特定健診で貧血及び心電図検査を実施しない場合)	4,809 円	6,006 円
生活機能評価(生活機能検査実施) (特定健診で貧血検査を実施し、心電図検査を実施しない場合)	4,998 円	6,247 円
生活機能評価(生活機能検査実施) (特定健診で心電図検査を実施し、貧血検査を実施しない場合)	6,069 円	7,581 円
生活機能評価(生活機能検査実施) (特定健診で貧血及び心電図検査を実施した場合)	6,258 円	7,822 円

※ 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。